

全建事発第121号
平成26年2月13日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 浅沼健一
〔公印省略〕

いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証の実施について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、国の平成25年度補正予算が2月6日に成立したところですが、国土交通省では昨年12月5日付けで閣議決定された「好循環実現のための経済対策」の趣旨を踏まえ、予算の早期執行に万全を期することとしております。

しかしながら、いわゆるゼロ国債やゼロ県債・ゼロ市債などの工事は、年度内に契約しても前払金が支払われないため、受注した建設企業が当該工事の早期着工に要する資金の調達に支障を来す恐れがあります。

こうした状況にかんがみ、国土交通省より、別紙のとおり前払金の範囲内で保証事業会社が金融保証を行うことにより、建設企業の年度末の資金調達の円滑化を推進するとともに、この金融保証による借入金に係る経営事項審査の事務取扱いを定めた旨、通知がありました。

つきましては、業務ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、具体的な手続き等につきましては、各保証事業会社の支店等にお問い合わせ願います。

【ご参考】“ゼロ債金融保証”に関する国土交通省HP

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000067.html

| |
|----------------------------|
| (担当) 事業部事業企画課 奥山 |
| TEL 03-3551-9396 |
| FAX 03-3555-3218 |
| メール jigyo@zenken-net.or.jp |